

議案第 88 号 平成 27 年度 小松島市水道事業会計補正予算 (第 1 号)

収益の支出

款	項	目	既決予定額(千円)	補正予定額(千円)	計(千円)	備 考
1. 水道事業費用			694,638	22,567	717,205	
	1. 営業費用		572,560	22,567	595,127	
		1. 原水及び 浄水費	98,731	1,272	100,003	
		2. 配水及び 給水費	101,246	4,240	105,486	
		3. 受託工事費	24,017	456	24,473	
		4. 総係費	97,711	16,599	114,310	

資本の支出

款	項	目	既決予定額(千円)	補正予定額(千円)	計(千円)	備 考
1. 資本の支出			713,071	396	713,467	
	1. 建設改良費		548,584	396	548,980	
		1. 建設改良費	88,129	396	88,525	

# 行政不服審査法の概要

## 【概要】

- 現行行政不服審査法は、昭和37年に制定・施行されて以降、50年以上、本格的な改正なし。
- この間、国民意識の変化、行政手続法の制定(H5)や行政事件訴訟法の改正(H16)等の関連法制度の整備
- ⇒公正性・利便性の向上等の観点から、時代に即して抜本的な見直し

## <経緯>

- ・1962(昭和37)年 行政不服審査法の制定(8/31)・施行(10/1)
- ・1993(平成5)年 行政手続法の成立(聴聞手続など事前手続の整備)
- ・2004(平成16)年 行政事件訴訟法の改正(出訴期間の延長、義務付け訴訟の法定など司法救済手段の充実)
- ・2007(平成19)年 「行政不服審査制度検討会最終報告」
- ・2008(平成20)年 「20年法案」国会提出 ⇒平成21年廃案
- ・2011(平成23)年 「行政救済制度検討チーム取りまとめ」(総務大臣と行政刷新担当大臣が共同座長)
- ・2013(平成25)年 「行政不服審査制度の見直し方針」(6月)(総務省決定)
- ・2014(平成26)年 行政不服審査法関連3法案 国会提出(3/14)・成立(6/6)・公布(6/13)

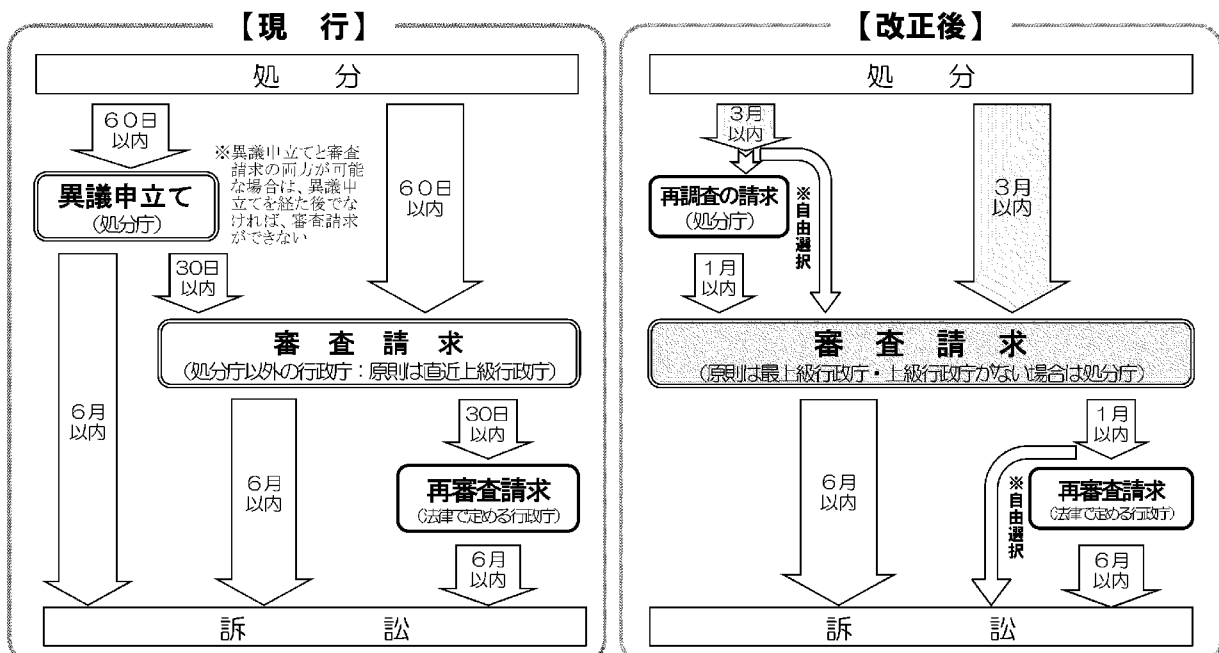
## <改正法の概要>

- 不服申立構造の見直し(不服申立ての種類を原則として「審査請求」に一元化)
- 公正性の向上
  - ・審理員制度の導入(原処分に関与していない等の要件を満たす「審理員」が審理手続を主宰)
  - ・行政不服審査会等への諮問手続の新設(審査庁の判断の妥当性を第三者機関がチェック)
  - ・審査請求人等の手続保障の拡充(口頭意見陳述における処分庁等への質問、提出書類等の謄写 など)
- 使いやすさの向上
  - ・審査請求期間を3か月に延長(現行:60日)
  - ・迅速性の確保等(標準審理期間、争点等の整理手続、情報提供・公表の努力義務化 など)
- 救済手段の充実・拡大
  - ・裁決時(※)に併せて申請認容処分をとる措置を新設(※)申請拒否処分や不作為が違法・不当である場合
  - ・「処分等の求め」「行政指導の中止等の求め」等の手続を新設(行政手続法)

# 不服申立構造の見直し

## 【主な事項】

- 原則となる不服申立類型を「審査請求」に一元化
- 例外として、個別法の特別の定めにより「再調査の請求」(審査請求との選択制)や「再審査請求」を認める
- 審査請求期間を3月に延長

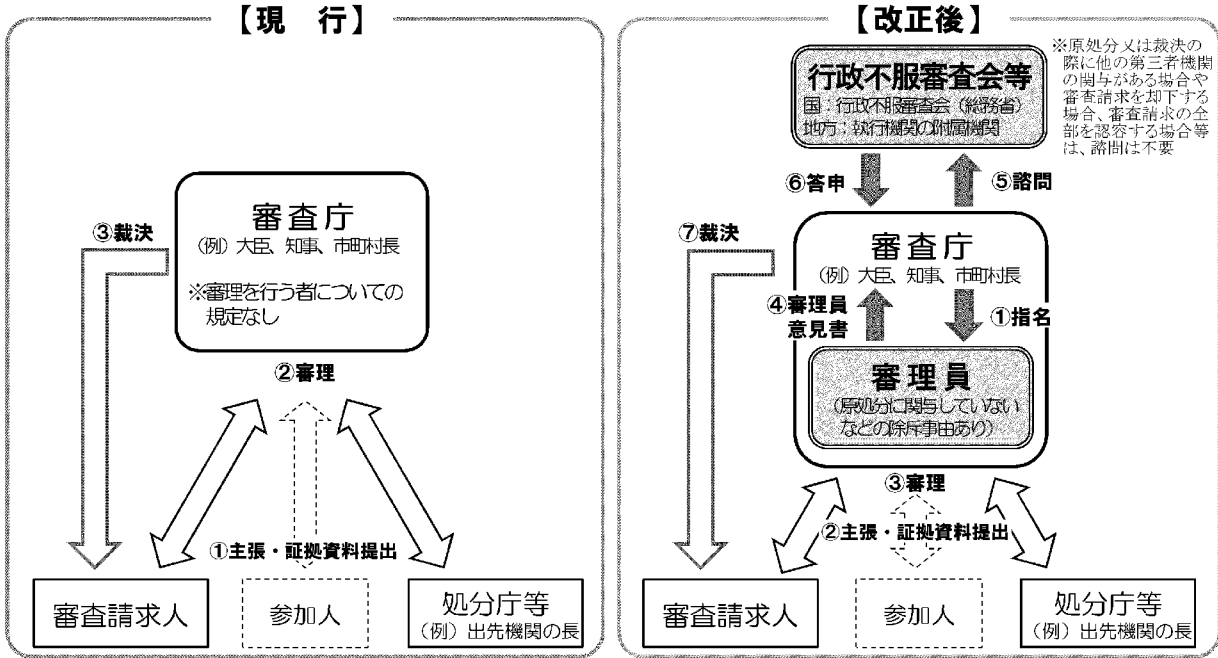


# 審理・裁決の公正性の向上

## 【主な事項】

- 原処分に関与していない審査庁の職員が審理を行う審理員制度の導入
- 第三者の立場から、審査庁の裁決の判断の妥当性をチェックする行政不服審査会等への諮問手続を導入

(注) 審査庁が合議制の機関である場合等は、審理員の指名や行政不服審査会等への諮問は不要



## (参考) 審理手続の流れ

